

京都市動物園ゾウの森再整備計画策定に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

「京都市動物園「ゾウの森」再整備計画」の策定に係る業務委託

2 計画場所

京都市動物園（京都市左京区岡崎法勝寺町 岡崎公園内）

3 委託期間

契約の日の翌日から令和6年3月29日まで

4 委託内容

(1) ゾウの繁殖を見越したゾウの森の将来計画の検討

ア 将来的な頭数、それに対するゾウ舎等の増設、必要面積の想定

- ・ 将来的な適正頭数の検討と繁殖計画
- ・ 将来的な頭数に必要なゾウ舎の棟数と必要面積の検討
- ・ 繁殖計画に基づく必要施設の検討（同居や分離、隔離等、その他必要施設）

イ 来園者ニーズや飼育、アニマルウェルフェアの視点から見た施設整備の考え方の整理

- ・ 来園者ニーズや時代の潮流を踏まえた展示方法や見せ方の検討
- ・ 環境エンリッチメント等の動物福祉への対応の検討
- ・ 上記を踏まえた施設整備の基本的な考え方の整理

(2) ゾウの森拡張の可能性の検討

ア 園内施設全体の課題の整理

- ・ 建物の耐震性や老朽度、展示や設備の陳腐化、動線等の施設課題の整理

イ 拡張エリアの検討

- ・ 現状のゾウの森を中心とした拡張エリアの範囲検討

ウ 既存動物舎と動物コレクション計画との現状整理

- ・ エリア拡張に伴う既存動物舎の移転や廃止の検討

(3) ゾウの森再整備計画の検討

ア ゾウの森再整備の基本方針の検討

- ・ 施設整備の基本的な考え方を踏まえた基本方針の検討

イ ゾウの森拡張パターンの検討

- ・ 具体的な拡張範囲を2~3パターン検討。（配置図作成）
- ・ 上記拡張パターンにおける既存施設やインフラ設備等への影響の整理
- ・ 上記拡張パターンのローリング（移転、整備の順番）計画の検討

- ウ 各パターンにおける整備ボリュームと概算事業費の検討
 - ・上記拡張パターンごとの施設規模と概算事業費の算出
 - エ 各パターンの実現に向けた課題と評価の整理
 - ・上記拡張パターンの実現に向けた課題と評価の整理
- (4) 検討会の開催と支援
- ・上記の検討を進めるにあたっての動物園関係者や園内職員による検討会の開催と支援

5 京都市動物園の概要

京都市動物園は、都市計画決定を受けた都市公園である岡崎公園内にある。

- (1) 敷地面積 41,383 m²
- (2) 構造物 56施設 6,112.56 m²
- (3) 都市計画の制限等
 - ア 用途地域：第二種住居地域
 - イ 建ぺい率：20%
 - ウ 容積率：200%
 - エ 高度地区：15m 第2種高度地区
 - オ 防火地域：建築基準法第22条区域
 - カ その他：風致地区第4種地域、岡崎公園地区特別修景地域、遠景デザイン保全区域、岡崎文化芸術・交流拠点地区、岡崎文化・交流地区地区計画、屋外広告物規制区域（禁止区域）、埋蔵文化財包蔵地（法勝寺跡）

6 ゾウの森の概要

- (1) 基本テーマ
 - ・ アジアゾウの使役動物としての歴史紹介や馴致を通して、その知性が感じられる展示とする
 - ・ アジアゾウの群れ飼育が可能な施設を整備し、繁殖を目指す。
- (2) 施設面積
 - ・ ゾーン面積 約5,500 m²
 - ・ ゾウ舎建築面積 約 590 m²
 - ・ グラウンド面積 約2,000 m²

7 業務体制

- (1) 受託者は、本プロポーザルにおいて実施する審査の提案事項の履行体制により、業務を履行しなければならない。
- (2) 受託者は、受託業務の遂行を統括する業務責任者を定める。

- (3) 業務責任者は、常に業務全体を把握するとともに、その他の従事者を指揮監督し、業務の円滑な進捗に努める。
- (4) 受託者は、業務責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合は、速やかに委託者に届け出を行い、変更について事前に委託者の承認を受けなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に必要なノウハウを確実に継承し、業務責任者を変更する場合においても業務の遂行に支障が生じないように、事前及び業務中の教育を万全に行う。

8 業務進行及び管理

- (1) 受託者は、業務の実施に当たって、委託者と常に密接な連絡をとり、委託者の指示により業務を進める。
- (2) 受託者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務委託を通じて知りえた情報を、第三者へ漏えいしてはならない。
- (3) 成果品に係る著作権は、委託者に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (4) 受託者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

9 費用負担

受託者は、業務を遂行するに当たり、必要な備品、消耗品の費用を負担する。

10 貸与物品について

- (1) 委託業務の遂行に当たり、委託者が所有する記録、図面等を提供又は貸与する。
- (2) 受託者は、委託業務が完了し、又は当該契約が解除されたときには、速やかに貸与を受けた資料を委託者に返還しなければならない。なお、委託者から貸与を受けた資料を複写した場合においても、同様とする。

11 納入する成果品

「京都市動物園「ゾウの森」再整備計画」

構想及び構想の概要版の電子データを作成のうえ、提出すること（概要版の作成については、どのデータを抽出するかは委託者が指示する）。なお、電子データの使用ソフトは、Microsoft Excel、Microsoft Word又はCADとし、デジタル写真のデータファイル形式はJPEGとする。これによらない形式での提出については、動物園職員と別途協議すること。また、電子データについては、令和6年3月29日（金）までに納入すること。

なお、受託者は成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をい

う。)を、引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとし、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条の権利を行使しないものとする。

1.2 業務委託料の上限

3,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

1.3 委託料の支払

委託者において成果品の検収が完了した後、受託者からの請求により支払う。

なお、前払金及び部分払いは行わない。

1.4 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、委託者が定めるものとする。